

○宮崎大学医学部附属病院光学医療診療部・消化器病センター運営委員会規程

〔平成16年4月1日  
制 定〕

改正 平成19年6月12日 平成24年3月28日  
平成27年9月16日 平成29年11月15日  
平成30年11月21日 令和6年4月17日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学医学部附属病院光学医療診療部・消化器病センター規程第5条第2項の規定に基づき、宮崎大学医学部附属病院光学医療診療部・消化器病センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、光学医療診療部・消化器病センターの運営に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 光学医療診療部・消化器病センター長
  - (2) 光学医療診療部・消化器病センター副センター長
  - (3) 光学医療診療部・消化器病センターを利用する各診療科教員 各1人
  - (4) 放射線部の教員又は技師のうちから1人
  - (5) 副看護部長 1人
  - (6) 光学医療診療部・消化器病センター担当看護師長
  - (7) 医事課長
  - (8) その他委員長が必要と認める者
- 2 前項第3号から第5号に掲げる委員は、当該診療科の科長又は当該部の部長の推薦に基づき、病院長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第2項に掲げる委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、光学医療診療部・消化器病センター長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。
  - 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
  - 4 委員長は、委員会において審議した結果を病院長に報告するものとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月12日から施行する。

附 則  
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成29年12月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則  
この規程は、令和6年4月17日から施行し、令和6年3月1日から適用する。